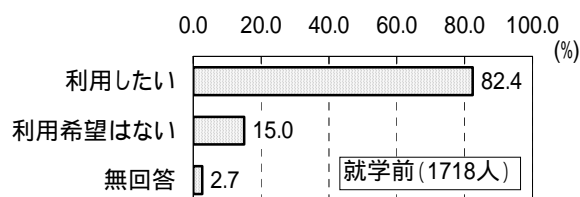


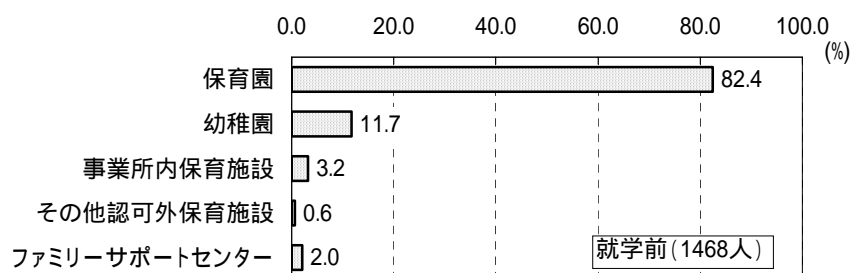
## 資料編

## 1 次世代育成支援に関するニーズ調査結果の抜粋

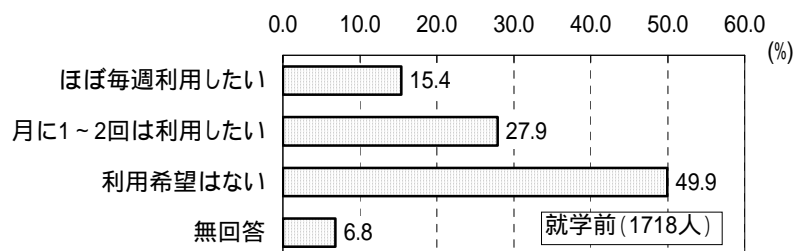
## 保育サービスなどの利用希望（平日）



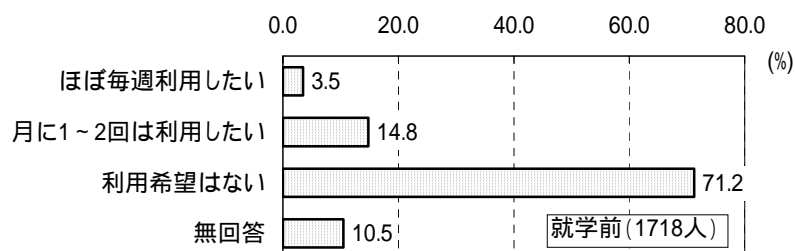
## 主な希望サービス



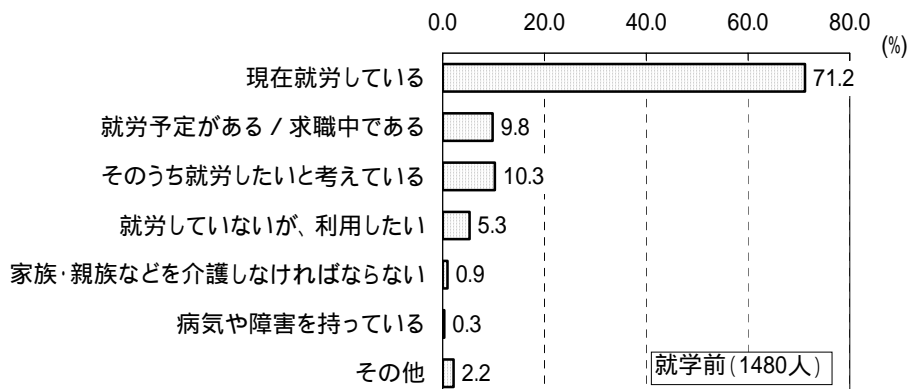
## 保育サービスの利用希望（土曜日）



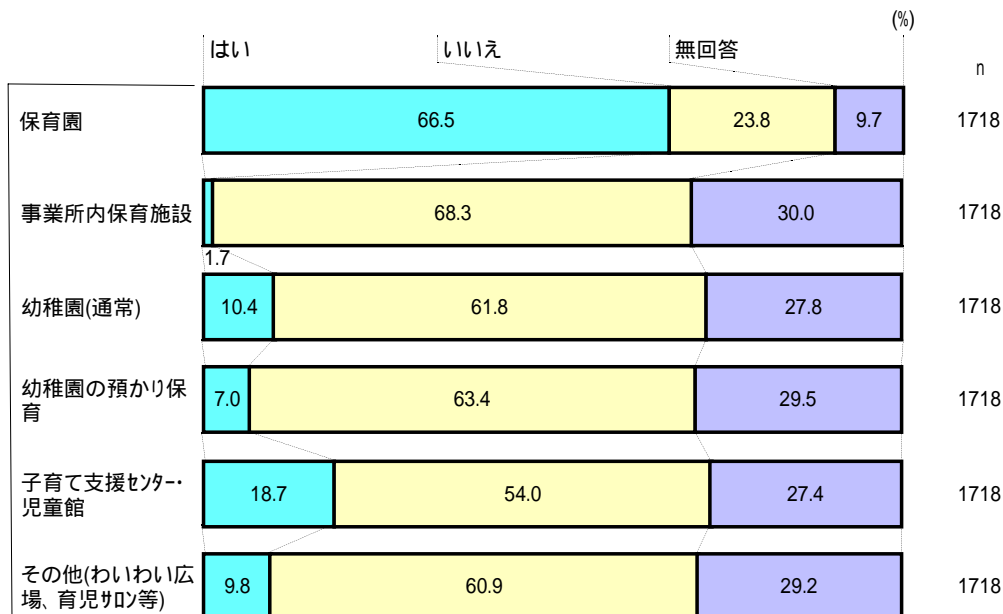
## 保育サービスの利用希望（日曜・祝日）



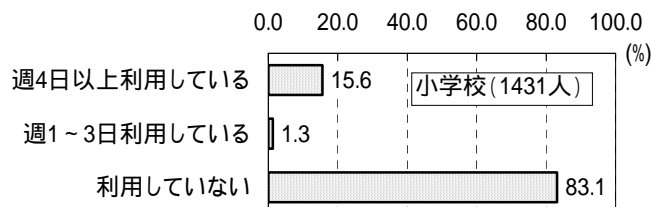
### 保育サービスを利用したい理由



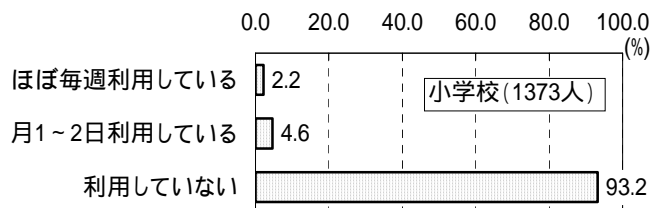
### 現在利用している保育サービス



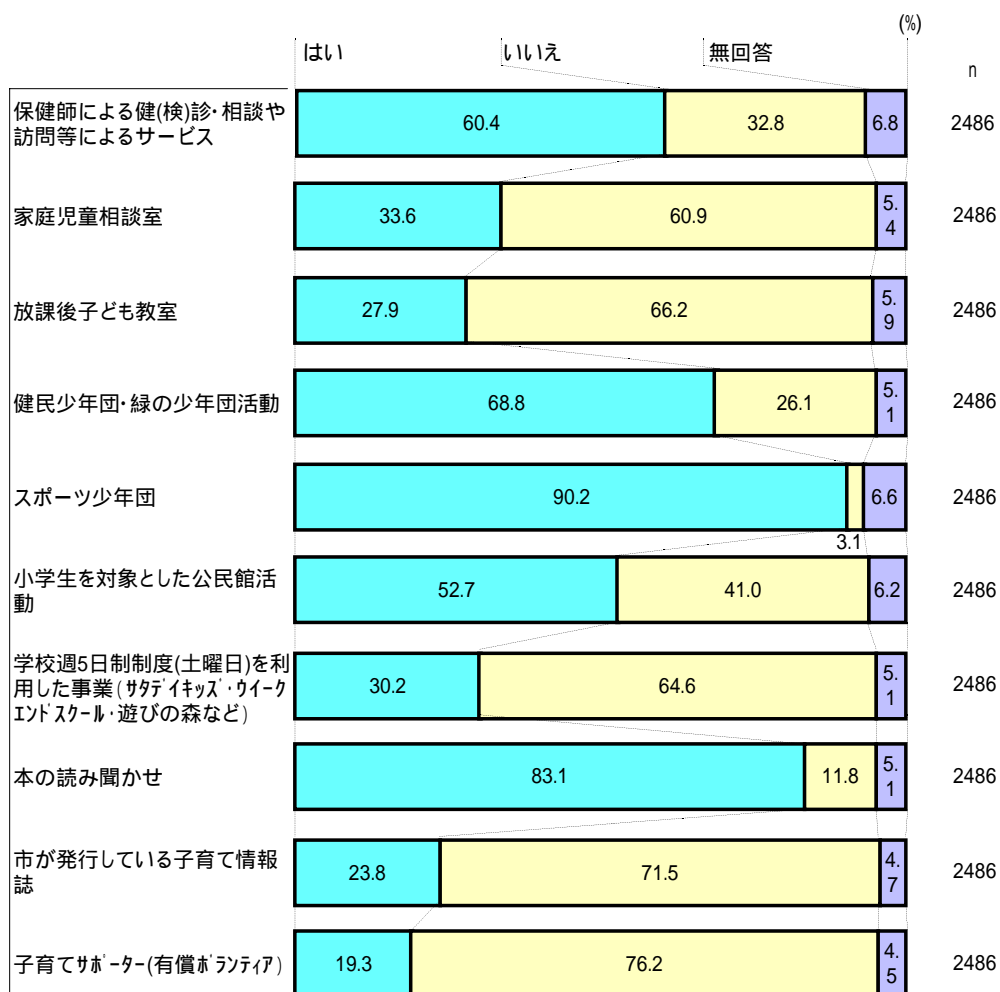
### 学童保育所の利用状況(平日)(小学校児童)



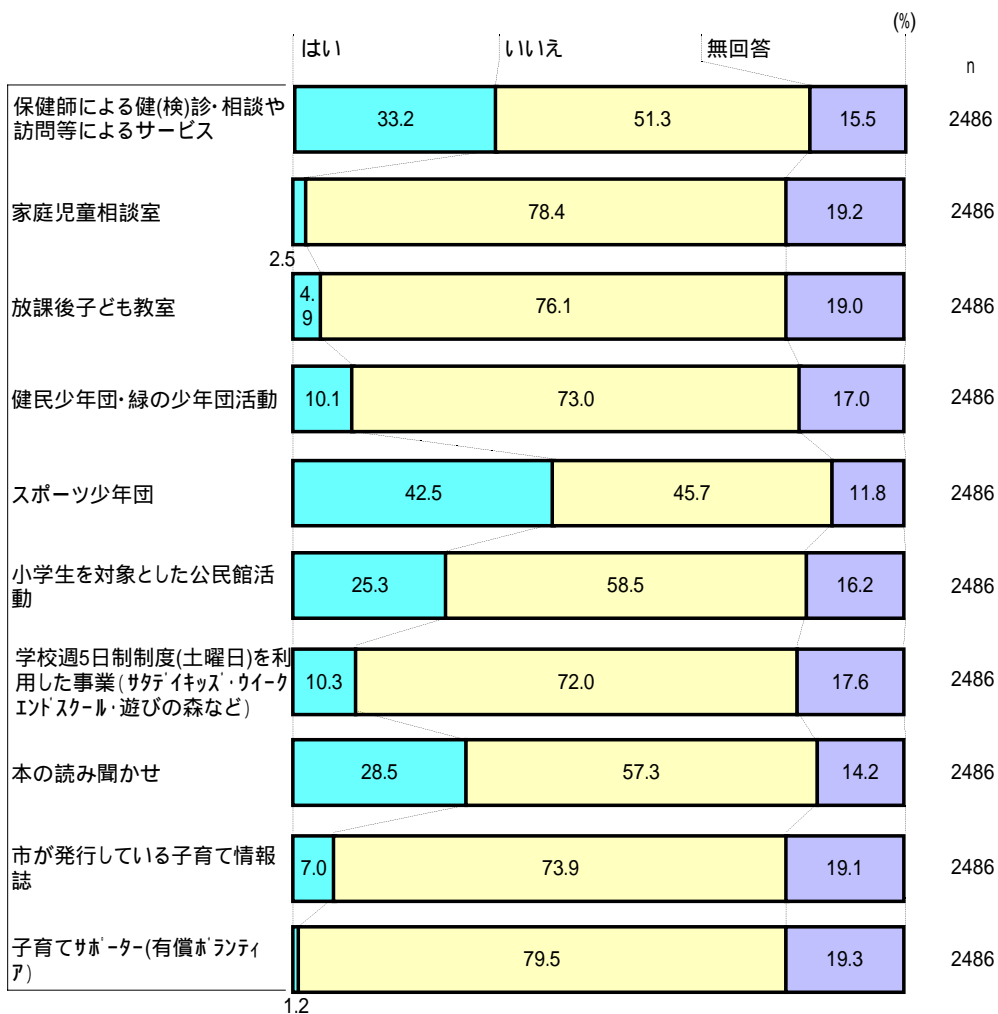
### 学童保育所の利用状況（土曜日）（小学校児童）



### 子育て支援サービスの認知度（小学校児童）



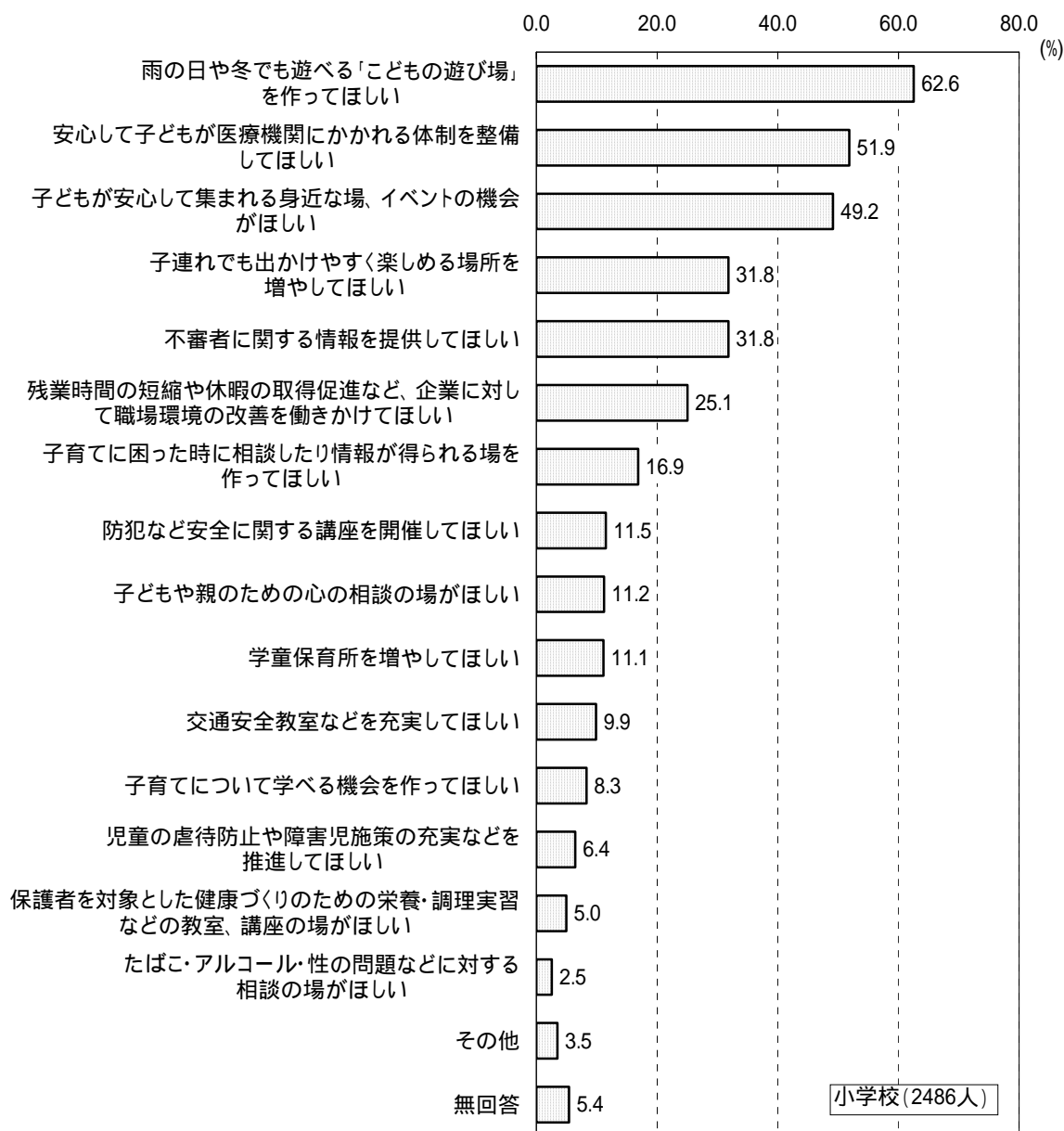
子育て支援サービスの利用経験（小学校児童）



## 子育て支援サービスの利用意向（小学校児童）

	はい	いいえ	無回答	n
保健師による健(検)診・相談や訪問等によるサービス	26.4	50.3	23.3	2486
家庭児童相談室	21.0	56.1	22.9	2486
放課後子ども教室	30.7	47.5	21.8	2486
健民少年団・緑の少年団活動	26.4	52.1	21.5	2486
スポーツ少年団	55.1	25.3	19.6	2486
小学生を対象とした公民館活動	45.4	33.5	21.1	2486
学校週5日制制度(土曜日)を利用した事業(サタデイキッズ・ウィークエンドスクール・遊びの森など)	41.0	38.3	20.7	2486
本の読み聞かせ	39.6	40.0	20.4	2486
市が発行している子育て情報誌	41.6	37.1	21.4	2486
子育てサポーター(有償ボランティア)	15.8	62.8	21.4	2486

子育て支援について充実してほしい施策（小学校児童）



## 2 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

---

### 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

平成 21 年 5 月 20 日

告示第 222 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条に規定する次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という)について審議するため、村上市次世代育成支援行動計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は市長の諮問に応じ、行動計画に関し審議を行い、計画原案を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、30 人以内をもって組織する。

2 委員は、別表関係機関等の項に掲げる機関に属する次代を担う子どもの育成に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席が無ければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 委員会に事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(守秘義務)

第 8 条 委員会の委員及び当該委員であった者は、村上市個人情報保護条例(平成 20 年村上市条例第 21 号)に基づき、個人情報の適正な管理に努めるとともに、正当な理由なくして知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

## 2 この要綱は、行動計画の策定の日にその効力を失う。

## 別表(第3条関係)

関係機関等		委員の選出区分
選出機関・団体等	機関の名称等	
保育関係	保育園園長	代表者 2 人
	子育て支援センター	代表者 1 人
	学童保育所指導員	代表者 1 人
	保育園保護者会代表	代表者 3 人
	学童保育所保護者会代表	代表者 1 人
教育関係	幼稚園園長	代表者 1 人
	小・中学校校長会代表	代表者 2 人
	小・中学校 P T A 代表	代表者 5 人
子育て支援活動関係	事業所内保育所代表	代表者 1 人
医療機関	医師	代表者 1 人
母子保健関係	保健師	1 人
労働関係	村上職業安定所所長	1 人
	岩船郡村上市雇用対策協議会	代表者 1 人
児童委員関係	村上市主任児童委員	代表者 2 人
一般	一般公募	2 人
関係機関	新発田児童相談所	1 人
	教育委員会	代表者 1 人
	村上保健所長	1 人



## 3 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

[村上市次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿]

(敬称略)

選出機関・団体等	人数	所 属 等	氏 名
幼稚園関係	1名	村上幼稚園園長	樋木 義彦
教育関係	2名	村上小学校校長	山口 又一郎
		村上第一中学校校長	板垣 昭一
保育園保護者会	3名	荒島保育園保護者会会長	緒形 幸恵
		第二保育園保護者会会長	富樫 美紀
		みのり保育園保護者会会長	瀬賀 文枝
小・中学校PTA	5名	瀬波小学校PTA会長	岩間 美果
		荒川地区PTA連絡協議会	土田 陽子
		神納東小学校PTA会長	中村 慎一郎
		朝日みどり小学校PTA会長	小野 徹
		山北南小学校PTA会長	本間 洋一
学童保育所保護者	1名	南町学童保育所保護者会会長	小田 葉子
医療機関	1名	村上市岩船郡医師会	伊賀 芳朗
労働関係	1名	村上公共職業安定所所長	富澤 ふさ子
〃	1名	岩船郡村上市雇用対策協議会会長	高橋 賢一
子育て支援活動	1名	村上はまなす病院内託児所	富樫 由美子
児童委員	2名	荒川地区主任児童委員	塚野 秀孝
		神林地区主任児童委員	遠山 千賀子
児童相談機関	1名	新発田児童相談所	齊藤 郁子
教育委員会	1名	村上市教育委員会委員長	工藤 泰則
村上地域振興局	1名	村上保健所所長	佐々木 綾子
一般公募	1名	一般公募委員	相馬 里美
母子保健関係	1名	村上市保健師	佐藤 るり子
保育関係	2名	上海府保育園園長	横山 祥子
		三面保育園園長	穴戸 ヨキノ
〃	1名	山北子育て支援センター	齊藤 信子
学童保育関係	1名	二之町学童保育所指導員	尾崎 紀美子
合 計	27名		

## 4 次世代育成支援行動計画策定幹事会名簿

[次世代育成支援行動計画策定幹事会名簿]

(敬称略)

所 属		職 名	氏 名	
教育部	学校教育課	課 長	大 滝 和 春	
"	生涯学習課	課 長	百 武 勇 一	
市民部	市民課	課長補佐	布 施 隆	
産業観光部	商工観光課	課 長	瀬 賀 功	
都市整備部	都市計画課	課 長	船 山 三 喜 雄	
福祉保健部	保健医療課	課 長	遠 山 た つ	
"	荒川支所地域福祉課	課 長	後 藤 智 秀	
"	神林支所地域福祉課	課 長	平 山 明 夫	
"	朝日支所地域福祉課	課 長	小 田 政 秋	
"	山北支所地域福祉課	課 長	板 垣 孝 一	
"	社会福祉課	課 長	斎 藤 勉	
事務局	社会福祉課	保育園係	副参事	百 武 靖 之
"	"	子ども福祉係	副参事	稲 葉 真 知 子
"	"	子ども福祉係	主 任	松 田 康 成

## 5 次世代育成支援行動計画策定検討委員会名簿

[次世代育成支援行動計画策定検討委員会名簿]

(敬称略)

所 属			職 名	氏 名
教育部	学校教育課	学事係	副参事	菅 原 明
"	生涯学習課	庶務係	主 事	板 垣 絵 里 奈
市民部	市民課	生活人権室	副参事	尾 方 貞 一
産業観光部	商工観光課	企業対策係	係 長	山 田 昌 実
都市整備部	都市計画課	計画係	課長補佐	東 海 林 則 雄
福祉保健部	保健医療課	健康増進係	主査(保健師)	片 野 佐 喜 子
"	荒川支所地域福祉課	地域福祉係	主 査	山 田 奈 穂 美
"	神林支所地域福祉課	地域福祉係	副参事	石 山 よ み 子
"	朝日支所地域福祉課	地域福祉係	副参事	高 橋 ま ち 子
"	山北支所地域福祉課	地域福祉係	主 査	渡 辺 律 子
福祉保健部	社会福祉課		課 長	斎 藤 勉
"	"	保育園係	副参事	百 武 靖 之
"	"	子ども福祉係	副参事	稲 葉 真 知 子
"	"	子ども福祉係	主 任	松 田 康 成

## 6 次世代育成支援行動計画策定各審議経過

年 月 日	内 容
平成 21 年 7 月 14 日	第 1 回 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・次世代育成支援行動計画の現状について ・後期行動計画について ・今後のスケジュールについて
平成 21 年 12 月 21 日	第 2 回 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・後期行動計画素案について ・後期行動計画の「基本理念」について
平成 22 年 2 月 19 日	第 3 回 村上市次世代育成支援行動計画策定委員会 ・後期行動計画素案について ・答申について

年 月 日	内 容
平成 20 年 9 月 9 日	第 1 回次世代育成支援行動計画策定検討委員会 ・ニーズ調査実施の概要説明 ・調査業務のスケジュールについて ・調査項目の検討
平成 20 年 10 月 2 日	第 2 回次世代育成支援行動計画策定検討委員会 ・調査項目の意見・要望等集計結果について ・調査項目の検討
平成 20 年 10 月 14 日	第 3 回次世代育成支援行動計画策定検討委員会 ・「調査票」第 3 案の審議
平成 21 年 3 月 25 日	第 4 回次世代育成支援行動計画策定検討委員会 ・調査結果について ・調査項目の集計結果について ・計画策定に向けたスケジュール(案)について

年 月 日	内 容
平成 21 年 5 月 27 日	第 1 回次世代育成支援行動計画策定検討委員会 ・策定指針について ・計画の策定体制について ・計画策定のスケジュールについて ・評価について
平成 21 年 9 月 4 日	第 2 回次世代育成支援行動計画策定検討委員会 ・行動計画の体系について ・今後の子育てに関する事業について
平成 21 年 11 月 24 日	第 1 回村上市次世代育成支援行動計画策定幹事会 ・後期行動計画の策定について ・村上市次世代育成支援行動計画(後期)案について

## 7 計画に対する諮問・答申

---

### 諮 問 書

村社第 633 号

平成21年 7月14日

村上市次世代育成支援行動計画策定委員会

委員長 工藤 泰則 様

村上市長 大 滝 平 正

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条の規定に基づく、村上市次世代育成支援行動計画の策定に当たり、貴委員会の意見を求めます。

平成22年 3月 15日

村上市長 大 滝 平 正 様

村上市次世代育成支援行動計画策定委員会

委員長 工 藤 泰 則

村上市次世代育成支援行動計画について(答申)

平成21年 7月14日付け、村社第 633号で諮問のありました「村上市次世代育成支援行動計画」の策定について慎重審議の結果、答申します。

なお、本計画を実現するため、下記について要望します。

記

「村上市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の策定については、国の後期行動計画策定指針に基づくほか、前期計画(旧市町村策定)の評価を行なうとともに、平成20年度に実施した「子育てに関するニーズ調査」の結果を踏まえた計画であること。

また、市の総合計画や教育基本計画等、他の計画との整合性、及び実効性のある施策等の反映を基本的姿勢とした、行動計画としております。

1. 村上市におきましてはこの答申に基づき、計画の基本理念であります「子育てをみんなで支えるまちづくり」の実現に向け、市民・行政・企業等、各関係機関が協働し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組まれるよう要望いたします。
2. 「村上市次世代育成支援行動計画(後期計画)」は、平成22年度から平成26年度までの5年間の長期計画であり、制度改正等による計画変更の必要が生じた場合、見直しを図るよう要望いたします。